

第3章

# 調査担当チーム構成、依頼資料等にも要注目 移転価格との同時調査に 対する対応ポイント

【この章のエッセンス】

- 2020年10月から、一般調査と移転価格調査の同時調査がスタートしている。
- いつの間にか移転価格調査を受けている、というような対応遅れの状況にならないように注意が必要である。
- 調査担当チームの構成や当局からの依頼資料、自社の契約書関係の充実度から、自社が移転価格課税のターゲットになりそうかどうかを図ることができる。

## 一般調査と移転価格調査の同時実施

### (1) 同時調査実施の経緯

近時の税務調査というと前述のリーモート調査に目が行きがちであるが、2020年(令和元事務年度)から始まっている一般調査と移転価格の同時調査にも注意する必要がある。すなわち、一般調査部門において移転価格調査も同時に実施するというもので、2020年7月の国際セクシヨンの改組(国際調査課と国際調査管理課の創設)に端を発する。令和元事務年度は、コロナ禍の影響で一時期調査がストップし、10月以降新体制で調査が再開となったため、

令和元事務年度の実施は試行的な部分もあった。その後、令和2事務年度、令和3事務年度と同時調査が通常の形となったが、当初から予想された納税者側の対応の混乱が多くみられるところである<sup>(1)</sup>。

典型的には、移転価格調査以外の一般調査のための資料と考えて提出した資料や供述が、移転価格課税の当局のポジションを固めるための資料として用いられるケースである。たとえば、損益の「期ずれ」について説明する意図でビジネスモデルや商流を説明したところ、当該情報が、移転価格上の各会社の果たす機能の評価にも使われるようなケースである。

令和元事務年度以前も、一般調査のなかで移転価格調査が行われることはあった。しかし、深度ある(つ

まり納税者にとって課税リスクが高まる)移転価格調査が行われる場合には、調査の区分同意書の提出が求められるという実務であったため、納税者側も一般調査から移転価格調査への切り替えを推知することができた。このたびの同時調査ではそのような実務がなくなつたため、納税者のほうで移転価格上必要な対応が遅れるという事態が生じている。

### (2) 留意点

このように、移転価格調査で不利な認定を受けないために、一般調査においても移転価格調査に配慮した対応をすることが必要になっているが、そもそも自社において、移転価格課税を「狙われる」リスクがどれほどあるかをまずもって認識しておくことが重要と考える。この点、海外関連者との重要な取引を多数抱えているという当然のメルクマール以外だと、次のような点でリスクを推知できる可能性がある。

(1) この点については、本誌2021年2月10日号(No.1602)「移転価格調査の最新事情と対応ポイント」(竹内茂樹)が詳しい。

## 調査担当チームの構成

調査の初日に調査担当チームと顔